

株式会社三菱 UFJ 銀行が実施する 三菱電機株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行が三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社と共同で評価を実施する三菱電機株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社三菱 UFJ 銀行の三菱電機株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2023 年 4 月 21 日
株式会社 日本格付研究所

目次

I.	第三者意見の位置づけと目的	- 3 -
II.	第三者意見の概要	- 3 -
III.	三菱電機に係る PIF 評価等について	- 4 -
1.	包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 4 -
1-1.	包括的分析及びインパクト特定の概要	- 4 -
1-2.	JCR による評価	- 9 -
2.	KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 10 -
2-1.	KPI 設定の概要	- 10 -
2-2.	JCR による評価	- 15 -
3.	モニタリング方針の適切性評価	- 19 -
4.	モデル・フレームワークの活用状況評価	- 19 -
IV.	PIF 原則に対する準拠性について	- 20 -
1.	原則 1 定義	- 20 -
2.	原則 2 フレームワーク	- 21 -
3.	原則 3 透明性	- 22 -
4.	原則 4 評価	- 23 -
V.	結論	- 23 -

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三菱UFJ銀行が三菱電機株式会社（三菱電機）に実施するPIFに対して、UNEP FIの策定したPIF原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、三菱電機に係るPIF評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングのPIF評価フレームワーク及び本ファイナンスのPIF原則に対する準拠性を確認し、本ファイナンスのPIF原則及びモデル・フレームワークへの適合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三菱UFJ銀行が三菱電機との間で契約を締結する、資金使途を限定しないPIFに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<三菱電機に係るPIF評価等について>

1. 三菱電機の包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
2. KPIの適切性評価及びインパクト評価
3. モニタリング方針の適切性評価
4. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三菱UFJ銀行のPIF評価フレームワーク等について>

1. 同行の組成する商品（PIF）が、UNEP FIのPIF原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 同行が社内で定めた規程に従い、三菱UFJリサーチ&コンサルティングと共同で、三菱電機に対するPIFを適切に組成できているか

III. 三菱電機に係る PIF 評価等について

本項では、三菱電機に係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

1-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、三菱電機の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、後述のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

(1) 包括的分析

三菱電機は、1921 年設立の大手総合電機メーカーである。重電システム（鉄道ライフサイクルマネジメントソリューション、ネットワークカメラ・システムなど）、産業メカトロニクス（シーケンサ、カーナビゲーションシステムなど）、家庭電器（エアコン、照明器具など）を主力事業とする。シーケンサについては、装置制御から安全・情報・計装制御まで、広く生産ライン・社会インフラを支える MELSEC シリーズが国内トップブランドとして、その機能・性能、豊富な品揃えと高い信頼性により最先端のシステム構築に貢献している。また、エアコンについては、家庭用ルームエアコン「霧ヶ峰」だけでなく、店舗、オフィス、ビル用から工場・産業用途まで幅広い商品ラインアップと環境に配慮した省エネ技術で、グローバルな冷暖房ニーズに応えている。

事業セグメントに関して、2022 年 4 月、サステナビリティ経営を実現する 4 つのビジネスエリア（インフラ、インダストリー・モビリティ、ライフ、ビジネスプラットフォーム）を設定した。ビジネスエリアのオーナーが事業を俯瞰してありたい姿を構想し、事業を通じた社会課題解決を加速していくとする。

三菱電機は、サステナビリティの実現を経営の根幹に据え、注力する課題領域として「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」、「安心・安全」、「インクルージョン」、「ウェルビーイング」という 5 つを明確化した上で、事業を通じた社会課題の解決を推進している。サステナビリティの取り組みは、三菱電機の執行役会議から委嘱を受けたサステナビリティ委員会にて方針・計画を決定しており、サステナビリティ委員会の議論の内容については、執行役会議にて経営層へ報告されている。また、2021 年度からは取締役会にも報告されており、多様な視点から監督を受けている。

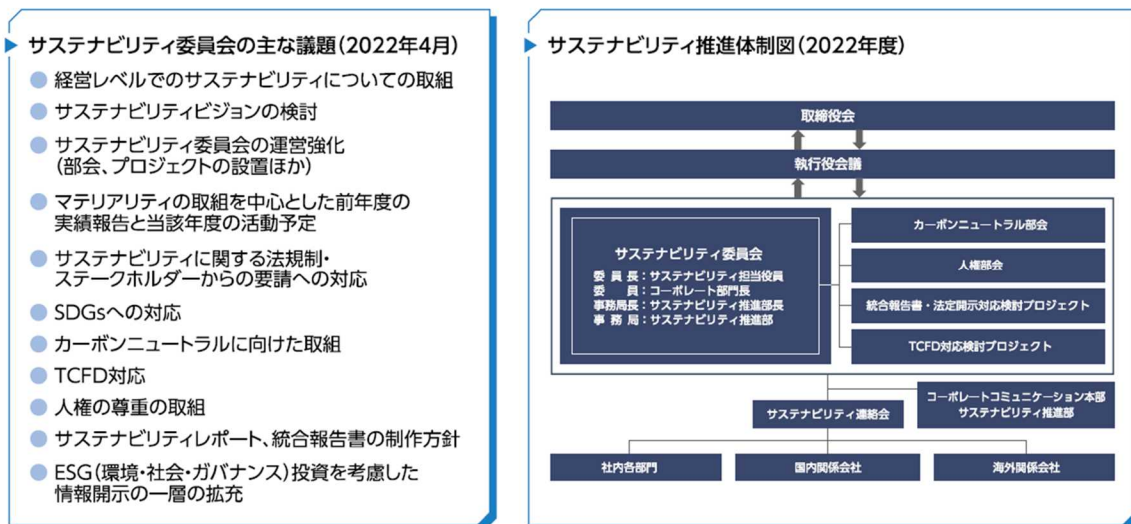
サステナビリティ委員会 で 定め た 方針・計画を共有・実行する場としては、サステナビリティ専門部会、サステナビリティ事業推進部会を開催しており、コミュニケーションを図りながら活動を推進している。2022 年度からは社内各部門、国内外関係各社との連携を目的としたサステナビリティ連絡会を設置している。

図表 1：三菱電機のサステナビリティ経営



(引用元：三菱電機「統合報告書 2022年3月期」)

図表 2：サステナビリティ推進体制



(引用元：三菱電機「統合報告書 2022年3月期」)

【事業セグメント】

三菱電機の事業セグメントは、重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器、その他に分類される。これらのうち、重電システム、産業メカトロニクス、家庭電器が主力事業である。なお、前述のとおり、2022年4月1日付の経営体制の変更に伴い、事業セグメントについて、従来の上記6つの区分から、インフラ、インダストリー・モビリティ、ライフ、ビジネスプラットフォーム、その他の5つの区分に変更した。

図表3：セグメント別売上高

2022年3月期	売上高	構成比率
重電システム	1兆2,283億円	27.4%
産業メカトロニクス	1兆4,475億円	32.3%
情報通信システム	3,154億円	7.0%
電子デバイス	1,940億円	4.3%
家庭電器	1兆1,310億円	25.3%
その他	1,605億円	3.6%

(引用元：2022年3月期有価証券報告書よりJCR作成)

図表4：セグメント別営業利益

2022年3月期	営業利益	構成比率
重電システム	622億円	21.9%
産業メカトロニクス	968億円	34.2%
情報通信システム	147億円	5.2%
電子デバイス	168億円	5.9%
家庭電器	710億円	25.0%
その他	220億円	7.8%

(引用元：2022年3月期有価証券報告書よりJCR作成)

【事業エリア】

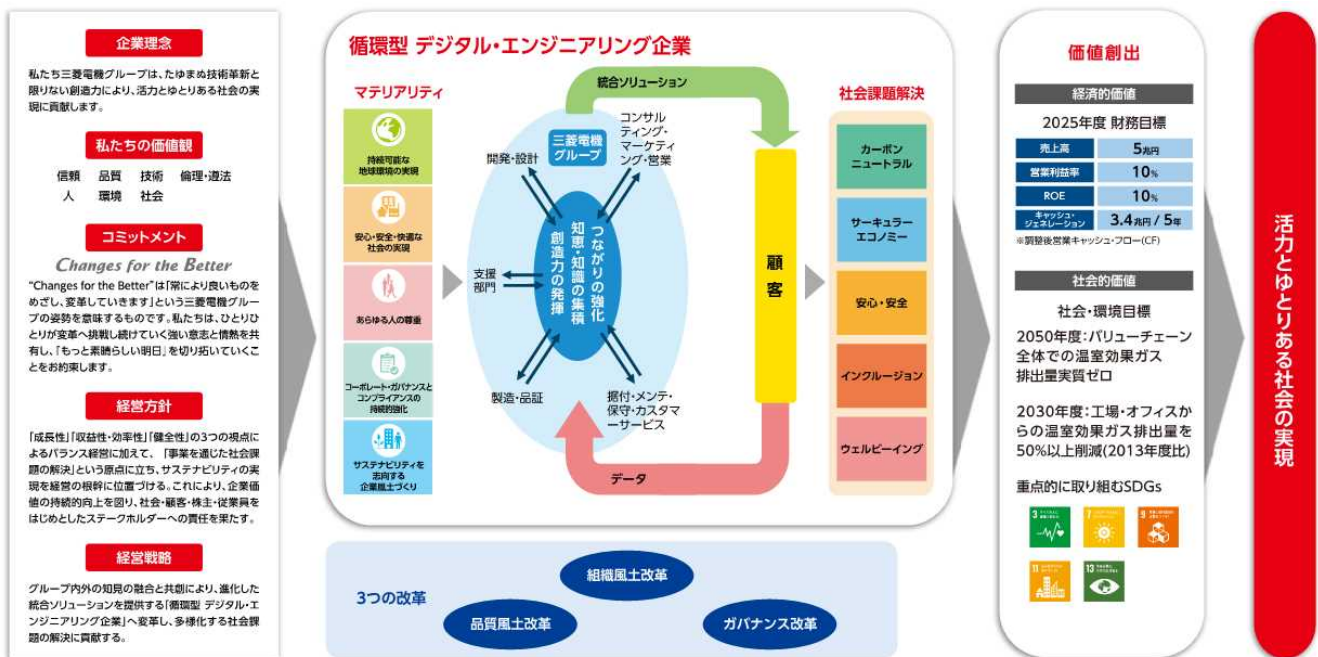
三菱電機の地域別売上高比率（2022年3月期）は、日本が52.1%、アジアが24.9%、欧州が11.1%、北米が10.3%、その他が1.6%となっており、日本が5割以上を占めている。

【サプライチェーン】

三菱電機は企業理念にある「活力とゆとりある社会」を実現するため、サステナビリティへの取り組みを経営レベルで重視し、「事業を通じた社会課題解決」及び「持続的成長を支える経営基盤強化」の2つの面から5つのマテリアリティを特定している。マテリアリティに係る取り組みを通じて、経済的価値のみならず社会的価値を創出していくとする。

サプライチェーンマネジメントについて、三菱電機グループでは、国内外の取引先を公平・公正に選定・評価するため、「資材調達基本方針」及び「CSR 調達方針（サステナビリティ調達方針）」の考え方を取引先に対して説明し、理解を得るとともに、三菱電機グループが定める取引先選定評価基準に基づき取引先を適正に評価することで、調達におけるサプライチェーンにおけるリスクを低減させている。

図表 5：三菱電機グループの価値創出活動



(引用元：三菱電機「統合報告書 2022年3月期」)

本ファイナンスのインパクト特定では、事業セグメント、事業エリア、サプライチェーンを含めたステークホルダー全体から、インパクトを生み出す要因がグループ全体で包括的に検討された。

なお、2019年度までに三菱電機グループ内で複数の労務問題が発生したが、「三菱電機職場風土改革プログラム」を実施し、「風通しよくコミュニケーションができる職場づくり」、「メンタルヘルス不調者への適切なケアの徹底」等を推進している。プログラムにおける短期重点施策や長期取り組み施策の内容とその実施状況、並びに取り組みの評価指標である

従業員エンゲージメントスコアやワークライフバランススコアの状況はサステナビリティレポートを通じて外部に公表されている。

三菱 UFJ 銀行は、「三菱電機 職場風土改革プログラム」の進捗状況について、モニタリングを実施することとしている。また、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングでは本 PIF の評価にあたり、開示情報の確認及びヒアリングを通じて職場風土改革の取り組みが適切に実施されていることを確認している。

2021 年に判明した不適切検査事案については、同年 10 月に再発防止策を含む 3 つの改革を策定の上、改革活動に取り組んでいる。2022 年 10 月には外部専門家による調査委員会において、22 の製作所等を対象とした調査が完了し、品質不適切行為に関する調査報告書が公表され、事案が発生するに至った原因の分析及び対策提案が行われている。三菱電機は調査委員会の提言を踏まえて再発防止策の方針を策定し、再発防止に取り組んでいる。当事案を受け、一部拠点で ISO 等各認証機関による認証一時停止・認証取消が措置されているが、品質管理体制の再構築によって、一部拠点で再認証・一時停止解除が措置されている。

三菱 UFJ 銀行は、当事案を受けた改革活動の進捗状況について、モニタリングを実施することとしている。また、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングでは、本 PIF の評価にあたり、調査報告書の確認及び 3 つの改革の実施状況に関するヒアリングを実施し、取締役会による適切なモニタリング・監督の下、3 つの改革の取り組みが十分に行われていることを確認している。

なお、当事案に関しては、総務省より電波法に基づく無線設備等の登録検査等事業の業務停止命令（2023 年 3 月 18 日から同年 4 月 16 日まで）と業務改善命令を受けていた。この点については、三菱電機が「当社における品質不適切行為に関する調査結果について（第 3 報）」（2022 年 5 月 25 日公表）と「当社における品質不適切行為に関する調査結果について（第 4 報・最終報告）」（2022 年 10 月 20 日公表）を踏まえ、総務省関東総合通信局による立入検査を受審し、策定した当事案に対する再発防止策の徹底と、総務省関東総合通信局の命令・指導に従い対応していることを、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは確認している。そして、現時点において業務停止期間は終了したが、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、今回の業務改善命令を踏まえ、業務停止期間の終了に際しても、現状の再発防止策が有効であることを追って確認している。なお、今回の評価に与える影響が今後確認された場合には、三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは追加の抑制策について改めて確認を行い、当事案を受けた改革活動の進捗状況について、三菱 UFJ 銀行がモニタリングを実施する。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの発現するインパクトカテゴリーが確認された。なお、原則として、三菱電

機による公開資料を基にインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

1-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下の通り確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	事業セグメント・事業エリア・サプライチェーンの観点から、三菱電機の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	三菱電機は、国連グローバル・コンパクトへの支持表明、ISO14001の認証取得、TCFD提言への賛同等を行い、対応を進めていることが確認されている。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	三菱電機の公表している「マテリアリティ」、「統合報告書（2022年3月期）」、「サステナビリティレポート2022」等を踏まえて、インパクト領域が特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FIのインパクト分析ツール等の活用により、インパクト領域が特定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	三菱電機は、三菱UFJ銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	三菱電機の事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、温室効果ガスの排出、廃棄物の発生、労働災害の発生等が特定されている。これらは「マテリアリテ

	<p>イ」等で抑制すべき対象と認識されている。</p> <p>過去に発生した労務問題を受けて、職場風土改革が、また、過去に発生した品質不適切行為を受けて、品質風土改革、組織風土改革、ガバナンス改革が実行されている。JCRはこれらの改革の進捗状況及びインタビューを通じて、内部統制機能が働いていることを確認している。</p> <p>なお、2023年3月17日付で総務省から業務停止命令及び業務改善命令が出された。同年4月16日をもって業務停止期間は終了したものの、品質風土改革・牽制機能の強化策が三菱電機グループ全体に水平展開・浸透されるか等、内部統制機能が働いているか否かを引き続き注視する。</p>
<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三菱UFJ銀行は、原則として三菱電機の公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三菱UFJリサーチ&コンサルティングの作成したPIF評価書を踏まえて、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>

2. KPIの適切性評価及びインパクト評価

2-1. KPI設定の概要

本ファイナンスでは、上記の包括分析によるインパクト特定及び三菱電機のサステナビリティに関する取り組みを踏まえて、ポジティブ・インパクトの増大とネガティブ・インパクトの低減それぞれについて評価がなされたうえで、本ファイナンスでモニタリングするインパクトが選定された。三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、特定されたポジティブ・インパクトの創出を維持及びネガティブ・インパクトを緩和・管理するため、三菱電機による今後の取組テーマとその内容、目標、同行がモニタリングを実施する項目（KPI等）を以下の通り定めた。

<本ファイナンスで選定された KPI>

内容	目標とモニタリング項目 (KPI 等)
省エネ・創エネやスマート社会の実現に貢献する技術・製品・サービスの普及	<p>【目標】 新製品「製品使用時の CO2 排出量」改善率を 2023 年度末時点で 1%以上とする</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】 新製品「製品使用時の CO2 排出量」改善率</p>
従業員のダイバーシティの推進	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 新卒採用に占める女性比率を 2025 年度までに過去 5 年平均 (2016-2020 年度) の 1.2 倍に向上させる ・(単体) 女性管理職比率を 2025 年度までに 2020 年度の 2 倍に向上させる ・(単体) 男性の育児休暇取得率を 2025 年度までに 70%に向上させる ・(単体) 障がい者雇用率を 2023 年 4 月までに 2.5%以上に向上させる <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 新卒採用に占める女性比率 ・(単体) 女性管理職比率 ・(単体) 男性の育児休暇取得率 ・(単体) 障がい者雇用率
自社製品・サービスによる廃棄物発生量の削減への貢献	<p>【目標】 (国内) 再生プラスチックの使用率 (成形用材料・包装材の調達量) を 2023 年度末時点で 10%以上とする</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】 (国内) 再生プラスチックの使用率 (成形用材料・包装材の調達量)</p>
イノベーションの創出	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソリューション比率 (国内特許出願数に占めるソリューション関連 (製品単体以外のソフトウェア・システム・アプリケーションなど) の特許出願数の比率) を 2025 年度までに 30%とする ・AI 比率 (国内特許出願数に占める AI 関連の特許出願数の比率) を 2025 年度までに 10%とする

	<p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソリューション比率 ・AI 比率
事業活動に伴う自社における GHG 排出量の削減	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国内・海外) 2050 年までにバリューチェーン全体での温室効果ガス排出量実質ゼロを達成する ・(国内・海外) Scope1, 2 排出量を 2023 年度までに 30%以上/2030 年までに 50%以上削減する (2013 年度比) <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Scope1, 2 排出量
事業活動に伴うサプライチェーンにおける GHG 排出量の削減	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国内・海外) 2050 年までにバリューチェーン全体での温室効果ガス排出量実質ゼロを達成する ・(国内・海外) Scope3 カテゴリー11 排出量を 2030 年までに 15%削減 (2018 年度比) <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Scope3 排出量
事業活動に伴う廃棄物 (廃プラスチック、有害廃棄物等) 発生量の削減	<p>【目標】</p> <p>(国内) プラスチック排出物の有効利用率を 2023 年度までに 90%以上とする</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <p>(国内) プラスチック排出物の有効利用率</p>
事業活動に伴う水使用量 (取水量) の削減	<p>【目標】</p> <p>(国内・海外) 高リスク拠点の水使用量の売上高原単位を 2023 年度までに 4%以上削減する (2019 年度比)</p> <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <p>(国内・海外) 高リスク拠点の水使用量の売上高原単位</p>

<p>品質不適切行為の再発防止</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの改革の下で計画する取り組みを適切に実施する ・ 3 つの改革の進捗状況をホームページ等を通じて社内外のステークホルダーに適切に開示する（年 1 回以上） <p>【モニタリング項目（KPI 等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの改革に関する具体的な活動状況・進捗状況 ・ 3 つの改革に関する一般的な開示媒体を通じた情報開示の頻度
<p>事業活動に伴う人権侵害の発生防止</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (国内・海外) 2022 年度中に 2021 年度「人権インパクト・アセスメント」結果に基づく重点取り組み項目を特定・改善し（取り組み不十分項目を 0 とし）、2023 年度以降も適宜関連する目標を設定の上目標の達成を目指す ・ (国内・海外) 2022 年度中に 2022 年度「人権インパクト・アセスメント」による人権の取り組みの改善状況の把握（「人権インパクト・アセスメント」の実施率 100%とする）を行い、2023 年度以降も適宜関連する目標を設定の上目標の達成を目指す ・ (単体) 2022 年度の人権教育・e ラーニング受講率を 100%とし、2023 年度以降も人権教育・e ラーニング受講率に関する単年度目標を設定の上目標の達成を目指す ・ (国内・海外) 2022 年度中に人権に関わる苦情対応を充実させ、2023 年度以降も適宜関連する目標を設定の上目標の達成を目指す ・ (国内・海外) 2022 年度においてもサプライチェーン上の重大な人権侵害リスクの把握と是正に向けた活動を継続し、2023 年度以降も適宜関連する目標を設定の上目標の達成を目指す <p>【モニタリング項目（KPI 等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (国内・海外) 2021 年度「人権インパクト・アセスメント」結果に基づく重点取り組み項目のうちの取り組み不十分項目数

	<ul style="list-style-type: none"> ・(国内・海外)「人権インパクト・アセスメント」の実施率 ・(単体) 人権教育・eラーニング受講率
<p>従業員エンゲージメント、ワークライフバランスへの悪影響の発生防止</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国内) 2022 年度中に全社変革プロジェクト“チーム創生”の「骨太の方針」を踏まえ、人事制度の刷新を始めとした改革を実行し、2023 年度以降も適宜関連する目標を設定の上目標の達成を目指す ・(国内) 従業員エンゲージメントスコアを 2022 年度までに 70%以上/将来的に 80%以上まで向上させる ・(国内) ワークライフバランススコアを 2022 年度までに 70%以上/将来的に 80%以上まで向上させる <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国内) 従業員エンゲージメントスコア ・(国内) ワークライフバランススコア
<p>労働災害の発生防止及び従業員の心と体への悪影響の発生防止</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 2022 年度の労働災害度数率を 0.25 以下とし、2023 年度以降も労働災害度数率に関する単年度目標を設定の上目標の達成を目指す ・(国内) 2022 年度のストレスチェックの高ストレス者の割合を 9.0%未満とし、2023 年度以降も高ストレス者の割合に関する単年度目標を設定の上目標の達成を目指す <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 労働災害度数率 ・(国内) ストレスチェックの高ストレス者の割合
<p>不祥事等の発生防止</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 2022 年度中に独立社外取締役比率を 50% 超とし、2023 年度以降も独立社外取締役比率に関する単年度目標を設定の上目標の達成を目指す <p>【モニタリング項目 (KPI 等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体) 独立社外取締役比率

2-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下の通り確認した結果、多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び三菱電機のスステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示すインパクトは、以下の通りそれぞれ幅広いインパクトカテゴリーに亘っている。

(ポジティブ・インパクト)

- ・省エネ・創エネやスマート社会の実現に貢献する技術・製品・サービスの普及
：「エネルギー」、「気候」
- ・従業員のダイバーシティの推進
：「雇用」
- ・自社製品・サービスによる廃棄物発生量の削減への貢献
：「廃棄物」、「資源効率・安全性」

(ネガティブ・インパクト)

- ・事業活動に伴う自社におけるGHG排出量の削減
：「気候」
- ・事業活動に伴うサプライチェーンにおけるGHG排出量の削減
：「気候」
- ・事業活動に伴う廃棄物（廃プラスチック、有害廃棄物等）発生量の削減
：「廃棄物」、「資源効率・安全性」
- ・事業活動に伴う水使用量（取水量）の削減
：「水（利用可能性）」
- ・品質不適切行為の再発防止
：「強固な制度、平和、安定」
- ・事業活動に伴う人権侵害の発生防止
：「雇用」、「人格と人の安全保障」
- ・従業員エンゲージメント、ワークライフバランスへの悪影響の発生防止
：「雇用」、「保健・衛生」
- ・労働災害の発生防止及び従業員の心と体への悪影響の発生防止
：「保健・衛生」

・不祥事等の発生防止

：「強固な制度、平和、安定」

また、対象範囲も全事業セグメント、サプライチェーン全体、主要な活動地域（日本）のインパクトが考慮されている。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

三菱電機は社会に対するコミットメントとして、国連グローバル・コンパクトへの支持表明及びTCFD提言への賛同を行っている。また、炭素の循環利用実現に向けた研究・開発の推進、コアコンポーネントの高効率化・小型化等による機器の省エネや電化の推進等を行い、環境問題・社会課題の解決に資する製品・ソリューションを開発している。加えて、事業活動に伴うGHG排出量、廃棄物の発生量、取水量を削減する取り組みを行っており、大手総合電機メーカーとして国内外に与えるインパクトは大きいと想定される。

過去に発生した品質不適切行為及び労務問題を受けて、品質風土改革、組織風土改革、ガバナンス改革が実行され、ネガティブな影響が抑制されることが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

本ファイナンスで定められたインパクトに関する目標とKPIは、三菱電機のマテリアリティのテーマに係るKPIを設定したものである。

三菱電機は、サステナビリティ経営の推進にあたり、サステナビリティ推進体制を構築し、事業活動を通じて環境・社会課題の解決に取り組み、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指すことを掲げている。経営方針で言及する「事業を通じた社会課題の解決」という原点に立ち、5つの社会課題を設定した上で、5つのマテリアリティを特定している。サステナビリティに係る取り組みは、サステナビリティ委員会で方針・計画を決定した後、倫理・遵法、品質の確保・向上、環境保全活動、社会貢献活動、ステークホルダーとのコミュニケーションなど、それぞれを職掌する部門がサステナビリティ方針に基づき、責任を持って推進している。

JCRは、三菱電機において経営陣がマテリアリティに係る取り組みの推進を優先事項として積極的に推進していること、過去に発生した品質不適切行為及び労務問題を受けて、ガバナンス体制が再構築されつつあることを確認しており、本ファイナンスの後押しにより、三菱電機の定めたマテリアリティにおけるインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本項目は今回の評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップした通り、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「省エネ・創エネやスマート社会の実現に貢献する技術・製品・サービスの普及」に係る SDGs 目標・ターゲット



9.4



13.1

(2) 「従業員のダイバーシティの推進」に係る SDGs 目標・ターゲット



5.5



8.5



10.2

(3) 「自社製品・サービスによる廃棄物発生量の削減への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



9.4



12.5

(4) 「事業活動に伴う自社における GHG 排出量の削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



7.2



13.1

- (5) 「事業活動に伴うサプライチェーンにおける GHG 排出量の削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



13.1

- (6) 「事業活動に伴う廃棄物（廃プラスチック、有害廃棄物等）発生量の削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



12.5

- (7) 「事業活動に伴う水使用量（取水量）の削減」に係る SDGs 目標・ターゲット



6.4

- (8) 「品質不適切行為の再発防止」、「不祥事等の発生防止」に係る SDGs 目標・ターゲット



16.7

- (9) 「事業活動に伴う人権侵害の発生防止」に係る SDGs 目標・ターゲット



4.7

(10) 「従業員エンゲージメント、ワークライフバランスへの悪影響の発生防止」に係る
SDGs 目標・ターゲット



8.5

(11) 「労働災害の発生防止及び従業員の心と体への悪影響の発生防止」に係る SDGs 目
標・ターゲット



8.8

3. モニタリング方針の適切性評価

三菱 UFJ 銀行は、三菱電機の事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。

三菱電機は、統合報告書、サステナビリティレポート、決算説明資料、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三菱 UFJ 銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認するとともに、三菱電機からの個別の開示を受けることで、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、三菱電機から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本ファイナンスの契約にあたり、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。三菱電機は、契約期間中、各インパクトに関して、目標達成に向けた取り組みを継続していくとしており、三菱 UFJ 銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングを行う。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

4. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 1~3 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三菱 UFJ 銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに三菱電機に対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って以下の通り確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行が三菱電機のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行の三菱電機に対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、三菱電機グループの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと共同でポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングには、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2021 年 11 月制定・2022 年 11 月改訂の同行社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、三菱電機は KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三菱 UFJ 銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、PIF の実施にあたり、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、本ファイナンスのインパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル